

平成28年度  
第3回 障害者総合支援法に基づく集団指導  
資料

「監査・実地指導等における主な指摘事項」

平成28年12月13日(火)

13時40分開始

札幌市保健福祉局障がい福祉課  
指導担当

# 目次

I	集団指導とは・・・	3	(6) 非常災害対策に関する指摘	23
II	指定の取り消し・指定の効力停止	4	(7) 介護給付費等算定に係る 体制等に関する指摘	24
III	実地指導における主な指摘事項		(8) 特定事業所加算に 関する指摘	26
1	自己点検表	8	(9) 欠席時対応加算に 関する指摘	27
2	実地指導		(10) 施設外就労加算に 関する指摘	28
(1)	契約支給量の報告等に 関する指摘	9	(11) 福祉・介護職員 処遇改善加算に関する指摘	30
(2)	サービスの提供の記録に 関する指摘	11	IV 通報・苦情	31
(3)	介護給付費等の額に係る 通知等に関する指摘	12	V 事故報告について	40
(4)	個別支援計画の作成等に 関する指摘	13	VI 不正請求等への対応	42
(5)	勤務体制の確保等に 関する指摘	18	関係資料	44

# I 集団指導とは・・・

札幌市では、

「札幌市障害福祉サービス事業者等指導監査実施要綱」

に基づき開催

毎年開催・・・内容は異なり、連絡事項等  
ありますので参加願います。

内容は・・・

- 指定障害福祉サービス事業等の取扱いについて
- 介護給付費等に係る費用の請求について
- 制度改正等について
- 過去の指導事例等について

## Ⅱ 指定の取り消し・指定の効力停止

### 1 監査方針

指定障害福祉サービス事業者等のサービス等の内容について、法に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合、若しくはその疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付等の給付に係る費用の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として実施する。

#### ○ 監査の実施件数と行政処分(指定障害児通所支援事業等を含む)

実施年度	実施件数 (単位:事業所)	行政処分	
		取 消	効力停止
平成25年度	2	1	0
平成26年度	22	1	1
平成27年度	12	0	0
平成28年度	8	4	0

(H28.12.13現在)

## Ⅱ 指定の取り消し・指定の効力停止

### 2 主な監査の理由

- 水増し、架空請求の疑いがあった
- 指定申請時の提出書類に詐称の疑いがあった
- 人員配置基準を満たさずに給付費を請求していた疑いがあった
- 利用者への支援内容が不適切な疑いがあった
- 従業者の利用者に対する虐待行為の疑いがあった

### 3 行政処分の理由

#### 〔事例 ①〕

介護給付費と移動支援費の請求について、利用者がサービスを利用していない時間や支援した時間より長く請求をしていた。また、サービス提供実績記録票を請求に合わせて作成し、利用者を確認を受けていなかった。

【障害者総合支援法第50条第1項第5号】

介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。

【札幌市移動支援事業事業者登録要綱第8条第1項第5号】

移動支援費の請求に関し、不正があったとき。

## Ⅱ 指定の取り消し・指定の効力停止

### 〔事例②〕

移動支援費の請求について、利用者がサービスを利用していない日に請求をしていた。また、本市の再三にわたる帳簿書類の提出要求に対して、一切応じないまま帳簿書類を破棄し、監査を忌避した。

【障害者総合支援法第50条第1項第7号】

指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が、第48条第1項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害福祉サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

【札幌市移動支援事業事業者登録要綱第8条第1項第5号】

移動支援費の請求に関し、不正があったとき。

【障害者総合支援法第48条第1項】

都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。



## Ⅱ 指定の取り消し・指定の効力停止

### 〔事例③〕

事業所を突然閉鎖したことにより、利用者が必要なサービスを受けられなくなった。また、従業員の勤務実態がないにもかかわらず、勤務しているとの虚偽の届け出を行った。

【障害者総合支援法第50条第1項第2号】

指定障害福祉サービス事業者が、第42条第3項の規定に違反したと認められるとき。

【障害者総合支援法第50条第1項第10号】

前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

【障害者総合支援法第42条第3項】

指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。